

電気通信事業法施行規則等の一部改正に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間: 令和4年 12 月 10 日(土)～令和5年1月 13 日(金)

案件番号: 145210012(電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集)

意見提出者一覧

意見提出者 1件

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人A

意見	考え方	修正の有無
○ 公衆電話を3万台に減らすと、災害時等のリスクが高まるのではないかと費用がかかっても、いざという時のための、現状の10万台程度は維持すべきではないか？ 【個人】	○ 本案における意見募集の対象は、公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の在り方や、ＩＰ網への移行を踏まえた補填の在り方についての制度整備に関するものであり、頂いた御意見については、総務省において今後の参考とすべきと考えます。 なお、公衆電話の利用が大きく減少している一方で、災害時に避難所等において無料で使用できる災害時用公衆電話のニーズが高まっている状況を踏まえ、公衆電話の設置基準の変更と併せて、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスの対象とする改正電気通信事業法施行規則が、令和４年４月１日より施行されています。	無